

新	旧	備 考
<p>第30類 医療用品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料、鉱水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第4部参照） (b)～(g) （省略） 2, 3 （省略）</p> <p>4 第30.06 項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06 項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a)～(f) （省略） (g) 救急箱及び救急袋 (h) 避妊用化学調製品（第29.37 項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。） (i) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル (k) 薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）</p>	<p>第30類 医療用品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料、鉱水その他の飲食物（第4部参照） (b)～(g) （省略） 2, 3 （省略）</p> <p>4 第30.06 項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06 項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a)～(f) （省略） (g) 救急箱及び救急袋 (h) 避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	

新	旧	備 考
<p>30.04 医薬品（混合し又は混合しない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものとし、第30.02 項、第30.05 項又は第30.06 項の物品を除く。） （省 略） - 第29.37 項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。） （省 略） <u>3004.32 - - コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの</u> （省 略） この項には、混合した物品又は混合しない物品から成る医薬品で、次の(a)又は(b)に該当する物品を含む。 (a) 投与量又は投与量の形にしたもの：すなわち、治療用又は予防用に、あらかじめそのまま投薬し得る分量に小分けしてあるもの。これらは、タブレット剤、アンプル剤（例えば、1.25~10ミリリットルのアンプルに入つた再蒸留水で、ある種の病気（例えばアルコール中毒、糖尿病昏睡）の治療に直接使用するもの又は注射液の調製のために溶剤として使用するもの）、カプセル剤、カシェ剤、<u>ドロップ剤若しくは香剤、経皮投与剤又は少量の粉剤の形にしてある。</u></p> <p>(b) （省 略） （省 略） （省 略） * * * （省 略） 上記(a)又は(b)の要件を満たしている限り、次の物品もこの項に含む。 (1) （省 略） (2) <u>ポリ(ビニルピロリドン)よう素 (Poly(vinyl pyrrolidone)-iodine)</u> （よう素とポリ(ビニルピロリドン)の反応生成物） （省 略）</p>	<p>30.04 医薬品（混合し又は混合しない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02 項、 30.05 項又は第30.06 項の物品を除く。） （省 略） - 第29.37 項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。） （省 略） <u>3004.32 - - 副腎皮質ホルモンを含有するもの</u> （省 略） この項には、混合した物品又は混合しない物品から成る医薬品で、次の(a)又は(b)に該当する物品を含む。 (a) 投与量又は投与量の形にしたもの：すなわち、治療用又は予防用に、あらかじめそのまま投薬し得る分量に小分けしてあるもの。これらは、タブレット剤、アンプル剤（例えば、1.25~10ミリリットルのアンプルに入つた再蒸留水で、ある種の病気（例えばアルコール中毒、糖尿病昏睡）の治療に直接使用するもの又は注射液の調製のために溶剤として使用するもの）、カプセル剤、カシェ剤、<u>ドロップ剤若しくは香剤又は少量の粉剤の形にしてある。</u></p> <p>(b) （省 略） （省 略） （省 略） * * * （省 略） 上記(a)又は(b)の要件を満たしている限り、次の物品もこの項に含む。 (1) （省 略） (2) <u>Polyvinylpyrrolidone-iodine (よう素とPolyvinylpyrrolidoneの反応生成物)</u> （省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>30.06 この類の注4の医療用品 (省略)</p> <p><u>3006.60 - 避妊用化学調製品（第29.37項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）</u></p> <p><u>3006.70 - 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル</u></p> <p><u>3006.80 - 薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）</u></p> <p>この項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(1)~(7) (省略)</p> <p><u>(8) 避妊用化学調製品（第29.37項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限るものとし、小売用の包装にしたものであるかないかを問わない。）</u></p> <p><u>(9) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の部分に潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル</u> <u>これらの調製品は、通常、多価アルコール（グリセリン、プロピレンギリコール等）、水及び増粘剤を含有しており、主として医学又は獣医学において診療の際に人若しくは動物の身体の部分の間（例えば、膣潤滑剤）又は人若しくは動物の身体の部分と外科医の手、手袋若しくは診療用機器との間の潤滑剤として使用される。また、人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品として使用されることもある（例えば、心電図計、超音波走査器）。</u></p> <p><u>(10) 薬剤廃棄物</u> <u>この項には、当初に意図した使用に適しない薬剤（例えば、使用期限を過ぎたもの）を含む。</u></p>	<p>30.06 この類の注4の医療用品 (省略)</p> <p><u>3006.60 - 避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>この項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(1)~(7) (省略)</p> <p><u>(8) 避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限るものとし、小売用の包装にしたものであるかないかを問わない。）</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

新	旧	備 考
<p>31.01 動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料 (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1)~(8) (省 略) <u>(9) 排水処理工程から生じた下水汚泥で安定化したもの：下水排出液を濾すことによつて大きな物質を取り除き、砂塵及び非生物系の重い成分を沈殿させる」とによつて得られるもので、その後、残つた汚泥は乾燥させておくか又はろ過される。このようにして得られた安定化した汚泥は、有機物を高い割合で含有し、肥料となる元素を含む（例えば、りん及び窒素）。ただし、高濃度のその他の物質（例えば、重金属）を含有し、肥料としての使用に適しないこの種の汚泥は、この項に含まない（38.25）。 この項には、次の物品を含まない。 (a)~(e) (省 略) <u>(f) 安定化した下水汚泥と、硝酸カリウム又は硝酸アンモニウムの混合物</u> <u>(31.05)</u> <u>(g)</u> (省 略)</u></p>	<p>31.01 動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料 (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1)~(8) (省 略) <u>(9) 排水処理工程から生じた下水汚泥で安定化したもの：下水排出液を濾すことによつて大きな物質を取り除き、砂塵及び非生物系の重い成分を沈殿させる」とによつて得られるもので、その後、残つた汚泥は乾燥させておくか又はろ過される。このようにして得られた安定化した汚泥は、有機物を高い割合で含有し、肥料となる元素を含む（例えば、りん及び窒素）。ただし、高濃度のその他の物質（例えば、重金属）を含有し、肥料としての使用に適しないこの種の汚泥は、この項に含まない（38.25）。 この項には、次の物品を含まない。 (a)~(e) (省 略) <u>(f)</u> (省 略) <u>(g)</u> (省 略)</u></p>	
<p>32.06 その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03 項から第32.05 項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） - 二酸化チタンをもととした顔料及び調製品 3206.11 - 二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の80%以上のもの (省 略)</p>	<p>32.06 その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03 項から第32.05 項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） - 二酸化チタンをもととした顔料及び調製品 3206.11 - 二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の80%以上のもの (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>32.09 ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性溶媒に分散させ又は溶解させたものに限る。） （省 略） 被膜生成成分であるバインダーは重合体（例えば、ポリアクリル酸エステル、<u>ポリ（酢酸ビニル）</u>及び<u>ポリ（塩化ビニル）</u>又はブタジエンスチレン共重合体）から成る。 （省 略）</p>	<p>32.09 ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性溶媒に分散させ又は溶解させたものに限る。） （省 略） 被膜生成成分であるバインダーは重合体（例えば、ポリアクリル酸エステル、<u>ポリ酢酸ビニル</u>及び<u>ポリ塩化ビニル</u>又はブタジエンスチレン共重合体）から成る。 （省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第33類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 (省略) 総説 (省略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a), (b) (省略)</p> <p><u>(c) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル(30.06)</u></p> <p><u>(d)</u> (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第33類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 (省略) 総説 (省略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a), (b) (省略) (新設)</p> <p><u>(c)</u> (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>33.05 頭髪用の調製品 (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1)~(3) (省 略) (4) その他の頭髪用調製品（例えば、ブリリアンチン並びにヘアーオイル、クリーム（ポマード）及びドレッシング並びに染毛料及び頭髪に使用する漂白剤、クリームリンス） <u>頭皮以外の人体の毛に使用する調製品は含まない（33.07）。</u></p>	<p>33.05 頭髪用の調製品 (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1)~(3) (省 略) (4) その他の頭髪用調製品（例えば、ブリリアンチン並びにヘアーオイル、クリーム（ポマード）及びドレッシング並びに染毛料及び頭髪に使用する漂白剤、クリームリンス）<u>人体の毛髪（頭皮を除く。）</u>に使用する調製品は含まない（33.07）。</p>	
<p>33.07 ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。） (省 略) この項には、次の物品を含む。 () , () () 浴用調製品。例えば、芳香を付けた浴用塩及びフォームバス用調製品（せつけんその他の有機界面活性剤を含有しているかいないかを問わない。） (34類注1(c)参照)。 <u>全部又は一部が合成有機界面活性剤からなる皮膚の洗浄用の調製品（せつけんの含有量を問わない。）</u>で、液状又はクリーム状で小売用にしたもののは、34.01項に属し、同様の調製品で小売用にしてないものは、34.02項に属する。 () , () (省 略) (省 略)</p>	<p>33.07 ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。） (省 略) この項には、次の物品を含む。 () , () (省 略) () 浴用調製品。例えば、芳香を付けた浴用塩及びフォームバス用調製品（せつけんその他の有機界面活性剤を含有しているかいないかを問わない。） (34類注1(c)参照)。 <u>全部又は一部が界面活性剤からなる液状又はクリーム状の調製品は、肌の洗浄用として小売用にしてあるかないかを問わず34.02項に属する。</u> () , () (省 略) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>34.01 <u>せつけん、有機界面活性剤及びその調製品（せつけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）、有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせつけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布</u> <u>（省 略）</u> <u>3401.30 - 有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）</u> <u>（ ）,（ ）</u> （省 略） <u>（ ） 有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）</u> <u>これらには、皮膚の洗浄用の物品で、その活性成分の一部又は全部が合成有機界面活性剤であるもの（せつけんの含有量を問わない。）を含む。ただし、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限る。小売用にしてないものは、34.02 項に属する。</u> <u>（ ）</u> （省 略） <u>（ ）</u> （省 略） </p>	<p>34.01 <u>せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せつけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせつけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布</u> <u>（省 略）</u> <u>（新 設）</u> <u>（ ）,（ ）</u> （省 略） <u>（新 設）</u> <u>（ ）</u> （省 略） <u>（省 略）</u> </p>	

新	旧	備 考
<p>34.02 有機界面活性剤（せつけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せつけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（ ）</p> <p style="text-align: center;">（ ） 調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び洗浄用調製品（せつけんを含有するかしないかを問わないものとし、34.01項のものを除く。）</p> <p>この種の物品には、3種類の調製品がある。</p> <p>(A) 調製界面活性剤</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>このグループには、皮膚の洗浄用の有機界面活性剤及びその調製品のうち、その活性成分の一部又は全部が合成有機界面活性剤（せつけんの含有量を問わない。）からなる物品で、液状又はクリーム状で、小売用にしてあるものを含まない（34.01）。</u></p> <p>(B), (C)</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>34.02 有機界面活性剤（せつけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せつけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（ ）</p> <p style="text-align: center;">（ ） 調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び洗浄用調製品（せつけんを含有するかしないかを問わないものとし、34.01項のものを除く。）</p> <p>この種の物品には、3種類の調製品がある。</p> <p>(A) 調製界面活性剤</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>このグループには、肌の洗浄用として小売用にしてあるかしないかを問わず、全部又は一部が有機界面活性剤から成る液状又はクリーム上の調製品も含まれる。</u></p> <p>(B), (C)</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>34.03 調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。） （省 略） 石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもの（27.10 参照）を除き、この項には、次のような混合調製品を含む。 (A) 調製潤滑剤：機械、車両、航空機その他の器具、装置、道具等の動く部分間の摩擦を少なくするものである。通常潤滑剤の原料又は基剤として動物性、植物性若しくは鉱物性の油、脂若しくはグリースを使用し、また、しばしば添加剤（例えば、黒鉛、二硫化モリブデン、タルク、カーボンブラック、カルシウムせつけんその他の金属せつけん、ピッチ、さび、酸化剤、抑制剤）を含有している。ただし、この項には、セバシン酸ジオクチル、セバシン酸ジノニル、りん酸エステル、ポリクロロビフェニル、<u>ポリ(オキシエチレン)</u>（<u>ポリエチレングリコール</u>）又は<u>ポリ(オキシプロピレン)</u>（<u>ポリプロピレングリコール</u>）をもととした調製合成潤滑剤も含まれる。これらの合成潤滑剤（シリコーンをもととする“グリース”及びjet lube oil (synthetic ester lubes)）と称する調製品を含む。）は、特に過酷な状況の下で効果を発揮するようにつくられている（例えば、耐火性潤滑剤、精密機器のベアリング用潤滑剤及びジェットエンジン用潤滑剤）。 (B)～(G) （省 略） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 (a) （省 略） (b) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の部分に潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル（30.06） (c) （省 略） (d) （省 略）</p>	<p>34.03 調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。） 石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもの（27.10 参照）を除き、この項には、次のような混合調製品を含む。 (A) 調製潤滑剤：機械、車両、航空機その他の器具、装置、道具等の動く部分間の摩擦を少なくするものである。通常潤滑剤の原料又は基剤として動物性、植物性若しくは鉱物性の油、脂若しくはグリースを使用し、また、しばしば添加剤（例えば、黒鉛、二硫化モリブデン、タルク、カーボンブラック、カルシウムせつけんその他の金属せつけん、ピッチ、さび、酸化剤、抑制剤）を含有している。ただし、この項には、セバシン酸ジオクチル、セバシン酸ジノニル、りん酸エステル、ポリクロロビフェニル、<u>ポリエチレングリコール</u>又は<u>ポリプロピレングリコール</u>等をもととした調製合成潤滑剤も含まれる。これらの合成潤滑剤（シリコーンをもととする“グリース”及びjet lube oil (synthetic ester lubes)）と称する調製品を含む。）は、特に過酷な状況の下で効果を発揮するようにつくられている（例えば、耐火性潤滑剤、精密機器のベアリング用潤滑剤及びジェットエンジン用潤滑剤）。 (B)～(G) （省 略） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 (a) （省 略） (b) （省 略） (c) （省 略）</p>	

	新	旧	備 考
34.04	<p>人造ろう及び調製ろう (省略)</p> <p><u>3404.20 - ポリ(オキシエチレン)(ポリエチレングリコール)のもの</u></p> <p>(省略) (A)~(C) (省略) (省略)</p> <p>上記(A)及び(C)のろうは、次の特性を有していなければならない。 (1), (2) このほか、これらは一般に次の性質を有している。</p> <p>(a)~(c) (省略)</p> <p>(d) 温度40度を超えると分解せずに溶解する。</p> <p>(e)~(f) (省略)</p> <p>この項のろうには、各種の化学組成のものがある。次のろうを含む。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) <u>ポリ(オキシエチレン)(ポリエチレングリコール)ワックス</u>。これらは水溶性で化粧品若しくは医薬用に、結合剤、柔軟剤若しくは防腐剤として、紡織用繊維若しくは紙の接着剤に又はインキ若しくはゴムの混和剤等に使用する。</p> <p>(5)~(7) (省略) (省略)</p> <p>上記の除外例のほか、この項には次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(g) (省略)</p> <p>(h) <u>ポリ(オキシエチレン)(ポリエチレングリコール)で、ろうの特性を有しないもの(38.24 又は39.07)</u></p> <p>(ij) (省略)</p>	<p>人造ろう及び調製ろう (省略)</p> <p><u>3404.20 - ポリエチレングリコールのもの</u></p> <p>(省略) (A)~(C) (省略) (省略)</p> <p>上記(A)及び(C)のろうは、次の特性を有していなければならない。 (1), (2) このほか、これらは一般に次の性質を有している。</p> <p>(a)~(c) (省略)</p> <p>(d) 温度40度以上において分解せずに溶解する。</p> <p>(e)~(f) (省略)</p> <p>この項のろうには、各種の化学組成のものがある。次のろうを含む。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) <u>ポリエチレングリコールワックス</u>。これらは水溶性で化粧品若しくは医薬用に、結合剤、柔軟剤若しくは防腐剤として、紡織用繊維若しくは紙の接着剤に又はインキ若しくはゴムの混和剤等に使用する。</p> <p>(5)~(7) (省略) (省略)</p> <p>上記の除外例のほか、この項には次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(g) (省略)</p> <p>(h) <u>混合したポリエチレングリコールで、ろうの特性を有しないもの(38.24 又は39.07)</u></p> <p>(ij) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>35.06 調製膠着剤その他の調製接着剤(他の項に該当するものを除く。)及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品(膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。) (省略)</p> <p>- その他のもの <u>3506.91 - - ゴム又は第39.01 項から第39.13 項までの重合体をもととした接着剤</u> (省略)</p> <p>上記(A)の規定に該当する場合を除き、この表においてより特殊な限定をした項に属する物品は、この項から除かれる。例えば、</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 直接又は処理後に膠着剤その他の接着剤として使用することができるその他の物品。例えば、とりもち(13.02)、混合していないけい酸塩(28.39)、カゼインのカルシウム塩(35.01)、デキストリン<u>(35.05)</u>、39.01 項から39.13 項までの重合体の分散液又は溶液(39類又は32.08)及びゴムの分散液又は溶液(40類) (省略)</p>	<p>35.06 調製膠着剤その他の調製接着剤(他の項に該当するものを除く。)及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品(膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。) (省略)</p> <p>- その他のもの <u>3506.91 - - ゴム又はプラスチック(人造樹脂を含む。)をもととした接着剤</u> (省略)</p> <p>上記(A)の規定に該当する場合を除き、この表においてより特殊な限定をした項に属する物品は、この項から除かれる。例えば、</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 直接又は処理後に膠着剤その他の接着剤として使用することができるその他の物品。例えば、とりもち(13.02)、混合していないけい酸塩(28.39)、カゼインのカルシウム塩(35.01)、デキストリン<u>(35.05)</u>、<u>プラスチックの溶液(39類又は32.08)</u>及び<u>ゴムの溶液(40.05)</u> (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>37.01 感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用纖維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかいかを問わない。） （省 略） この項には、次の物品を含む。 (A) 写真用プレート及び平面状写真用フィルム（紙製、板紙製又は紡織用纖維製のものを除く。） これらのプレート及び平面状のフィルム（すなわち、ロール状でないもの。円板状にしたフィルムを含む。）は、露光してないもので、通常感光性の写真乳剤が塗布されている。これらは、紙（例えば、ネガをつくるのに使用する紙製のプレート）、板紙又は紡織用纖維（37.03）以外の材料からできている。通常使用する材料は、ガラス、酢酸セルロース、<u>ポリ(エチレンテレフタレート)</u>その他のプラスチック（フィルムパック用又はカットフィルム用）並びに金属及び石（写真製版用）である。露光し、処理する場合印刷用に供するある種のプレートは、乳化剤が塗布されてなく全部又は大部分が感光性のプラスチックから成っている。これらのものには、金属その他の材料の支持物にはり付けたものもある。これらのプレートのある種のものは、露光前に増感処理をする必要がある。 (B) （省 略） （省 略） （省 略）</p>	<p>37.01 感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用纖維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかいかを問わない。） （省 略） この項には、次の物品を含む。 (A) 写真用プレート及び平面状写真用フィルム（紙製、板紙製又は紡織用纖維製のものを除く。） これらのプレート及び平面状のフィルム（すなわち、ロール状でないもの。円板状にしたフィルムを含む。）は、露光してないもので、通常感光性の写真乳剤が塗布されている。これらは、紙（例えば、ネガをつくるのに使用する紙製のプレート）、板紙又は紡織用纖維（37.03）以外の材料からできている。通常使用する材料は、ガラス、酢酸セルロース、<u>ポリエチレンテレフタレート</u>その他のプラスチック（フィルムパック用又はカットフィルム用）並びに金属及び石（写真製版用）である。露光し、処理する場合印刷用に供するある種のプレートは、乳化剤が塗布されてなく全部又は大部分が感光性のプラスチックから成っている。これらのものには、金属その他の材料の支持物にはり付けたものもある。これらのプレートのある種のものは、露光前に増感処理をする必要がある。 (B) （省 略） （省 略） （省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>37.02 感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。） (省 略) - その他のもの <u>3702.91 - - 幅が16ミリメートル以下のもの</u> (省 略) この項には、次の物品を含む。 (A) ロール状写真用フィルム（紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。） 感光性のロール状写真用フィルム（すなわち、平面状のものを除く。）で露光してないものは、通常、<u>ポリ(エチレンテレフタレート)</u>、酢酸セルロースその他これらに類する柔軟性材料から成り、多くの露光像が撮影できるものである。この項には、紙製（例えば、ネガを作るために使用する紙製フィルム）、板紙製及び紡織用繊維製のフィルムを含まない（37.03） (省 略) (B) ロール状インスタントプリントフィルム ロール状インスタントプリントフィルムは、短時間に完成したポジ写真を作ることができる。このフィルムは、ある種の材料、例えば、酢酸セルロース、<u>ポリ(エチレンテレフタレート)</u>その他のプラスチック、紙、板紙又は紡織用繊維製の感光性フィルム（ネガ用）、特殊処理をした紙製のストリップ（ポジ用）及び現像薬から成っている。 (省 略) </p>	<p>37.02 感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。） (省 略) - その他のもの <u>3702.91 - - 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートル以下のもの</u> <u>3702.92 - - 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの</u> (省 略) この項には、次の物品を含む。 (A) ロール状写真用フィルム（紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。） 感光性のロール状写真用フィルム（すなわち、平面状のものを除く。）で露光してないものは、通常、<u>ポチエチレンテレフタレート</u>、酢酸セルロースその他これらに類する柔軟性材料から成り、多くの露光像が撮影できるものである。この項には、紙製（例えば、ネガを作るために使用する紙製フィルム）、板紙製及び紡織用繊維製のフィルムを含まない（37.03） (省 略) (B) ロール状インスタントプリントフィルム ロール状インスタントプリントフィルムは、短時間に完成したポジ写真を作ることができる。このフィルムは、ある種の材料、例えば、酢酸セルロース、<u>ポリエチレンテレフタレート</u>その他のプラスチック、紙、板紙又は紡織用繊維製の感光性フィルム（ネガ用）、特殊処理をした紙製のストリップ（ポジ用）及び現像薬から成っている。 (省 略) </p>	